平成２４年（フ）第６０号
岐阜県多治見市小泉町８丁目30番地の４
債務者　稲田　彩子（旧姓菅原）
1　決定年月日時　平成24年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第１３６号
愛知県犬山市大字五郎丸字森上１番地39
債務者　長尾　順子
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１３１号
香川県高松市円座町1070番地１　リジェール佐々木302号室
債務者　福﨑　浩司
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第７３７号
大阪府箕面市坊島１丁目９番23号
債務者　吉　　如也
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３１０号
大阪府豊中市大島町１丁目４番16号
債務者　佐藤　一彦
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６０５号
大阪府交野市私市２丁目８番７号、前住所大阪府交野市私市２丁目28番10号
債務者　濵本　雅人
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２４５号
大阪市生野区生野東３丁目13番９―709号
債務者　梶本惠太郎
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２４６号
大阪市生野区生野東３丁目13番９―709号
債務者　梶本　晴美
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３３７号
大阪府摂津市東正雀２番５号
債務者　森　富美代
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３４４号
大阪府寝屋川市石津東町30番14号
債務者　早坂工務店こと　早坂　直也
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３５１号
大阪府寝屋川市香里南之町15番16―809号
債務者　北川　浪子
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４１２号
大阪府池田市空港１丁目３番12号　若松町子方
債務者　若松　茂雄
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４６１号
大阪市東淀川区西淡路５丁目20番21号　マンションフェニックス203号
債務者　池岡　智之
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４８８号
大阪府東大阪市横沼町２丁目５番６号、前住所大阪府東大阪市大蓮東５丁目３番32号
債務者　下東　信幸
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４８９号
大阪府東大阪市横沼町２丁目５番６号、前住所大阪府東大阪市大蓮東５丁目３番32号
債務者　下東美千恵
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４９０号
大阪府東大阪市東豊浦町３番１号
債務者　河合日出子
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２５２９号
大阪府八尾市老原３丁目31番地　デューメゾン105号
債務者　水田　　孝
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部